平成２２年（フ）第１０１号
千葉県木更津市清見台東１丁目５番19号
債務者　宇佐美ジョセフィナこと　ＵＳＡＭＩ　ＪＯＳＥＦＩＮＡ　ＥＳＴＲＥＬＬＡ
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２１１号
岡山県倉敷市中畝９丁目11番37号
債務者　前田　正則
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
岡山県倉敷市中島159番地２
債務者　河本絵利花
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
岡山県倉敷市玉島１丁目８番24号　コーポオノ101号室
債務者　竹安可南子（旧姓妹尾）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
岡山県倉敷市中庄団地４番１―313号　県営住宅
債務者　大川　真二
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
北海道爾志郡乙部町字豊浜141番地
債務者　明石　久子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第４８９号
岩手県釜石市大渡町３丁目９番３号
債務者　金　タミヱ
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４４号
茨城県かすみがうら市坂869番地１
債務者　菅澤　　一
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６１号
茨城県土浦市大岩田1715番地　市営大岩田住宅108号棟303号室
債務者　高橋　里江（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７８号
茨城県つくば市高良田414番地
債務者　松崎　千春
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７９号
茨城県稲敷郡阿見町大字青宿724番地１　ホープホームＢ棟102号
債務者　柴　　有美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８８号
茨城県つくば市二の宮１丁目12番地８　ハイツ荒井113号、前住所茨城県土浦市小野625番地
債務者　小神野佑哉
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６１７号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷45番地２　マルナカハイツ201号
債務者　樋渡　　丈
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４０号
埼玉県川越市寿町１丁目2354番地１
債務者　福田　軒武
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４７０号
石川県小松市矢田新町カ137番地、申立時の住所新潟市中央区東大通２丁目７番28号　スタック新潟103号
債務者　七彩の風こと　千石　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７１号
新潟県村上市緑町１丁目９番63号、申立時の住所新潟市中央区東大通２丁目７番28号　スタック新潟103号
債務者　今井　智子（旧姓千石）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５９号
愛知県江南市赤童子町良原42番地
債務者　川津　広大
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部